

山形県内法人会会長 新春のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

県内各法人会会員の皆様には、気持ちも新たに平成三十一年の新春をお迎えになられたことと心よりお慶び申しあげます。

この四月末をもつて今上天皇がご退位され長らく続いた平成の世も幕を閉じることになります。小渕元首相が官房長官として「平成」の墨書きを示した姿が鮮明に思い出されます。が、皆様それぞれにこの三十年を様々な思いで振り返られることと存じます。

さて、十月一日より消費税の増税が実施されます。そもそも二十五年に実施される予定が二度にわたって延期された末のことですが、その理由とされた世界経済の情勢悪化や過去の増税後の深刻な消費の冷え込みへの懸念が解消されていない現況での実施を不安視する声も小さくありません。

さらに、負担のバランスをとるという目的で軽減税率が採用されることも混乱に拍車をかけるのではと予想されています。

法人会の立場としては、プライマリーバランスを重視して一律10%の

税率採用を提言してきましたが、ここに至っては軽減税率やインボイス方式への具体的な対応について様々な場において周知に努めていくこととなります。

すでに講習会開催などを進めてい

る単位会もあると思いますが実施に際して円滑に運ぶようさらに積極的に取り組んでいただきますようお願ひいたします。

ご承知のとおり全法連においては毎年十一月に、全国の単位会・県連

の意見をまとめ翌年度の税制改革に関する提言活動を実施しています。中央においては主務官庁である財務大臣や国税庁長官へ、また自民党などの主要政党や国会議員へ、地方においては都道府県知事や市町村長に対し直接面会の上説明し理解を求めています。

中小法人税率の提言に関しては昨年度に実質税率が20%を切るなど着実な成果を得ていますが、今年度は特例措置の15%が本則化される見通しとなり、事業承継税制についても相当程度改善される方向が示されています。

日本経済を下支えし、地方創生の原動力である中小企業の継続発展に資する税制改正を引き続き要請して参ります。

今年の干支は己亥（つちのとい）になります。そもそも十干・十二支

はともに草木の成長ぶりに例えられるということですが、己は草木が整然と十分に生い茂っている様を表し、亥は草木が枯れ落ちて種子の内部に強い生命力を宿している状態を示していると言われています。

冒頭に述べた今上天皇が皇太子としてご成婚されたのが六十年前の己亥の歳、そしてご退位されるのがまた己亥の歳、干支の意味を考え合わせるとまことに感慨深いものがあります。

最後になりますが会員企業の益々のご発展をお祈り申しあげますとともに、国税ご当局はじめご関係各団体企業皆様のご指導とお力添えを心よりお願い申しあげまして新年のご挨拶とさせていただきます。



平成三十一年の年頭にあたり、謹んでお慶びを申し上げます。県内の法人会の皆様方におかれましては、輝かしい新年を迎えたことと心よりお慶び申しあげます。

わが国経済は安倍晋三政権の経済政策「一億総活躍社会の実現」に向けて、従来の「三本の矢」から「三本の矢」として一体的に推進し、

成長と分配の好循環を強固なものとして財政政策に掲げ、穏やかな回復基調を続いているとはいはものの、地方経済への波及効果はまだ実感できない状況にあります。

10%

引上げられ、消費税率引上げと

同時に軽減税率8%も導入されるこ

とになりました。このように税をと

りまく環境が刻々と変化している中

で、法人会は創設の原点に立ち、「税」

を基本とした取り組みを強化し会員

の皆様に関係のある税制改正の「ポイ

ント等をいち早くお知らせし、皆様

の経営と税務にお役立ていただける

ような事業活動を行つてまいります。

昨年十一月には全国青年の集い「岐

阜大会」においては日頃の租税教育

活動について、青年部会が東北五十

二単位会の代表として発表し奨励賞

を頂いてまいりました。

今後とも会社発展のお役に立つた

めの事業活動と、中小企業の活性化

を図る税制提言活動や、日本の将来

を担う子供たちへの税に対する意識

を育む租税教育活動、地域社会の健

全な発展に貢献する事業活動を展開

して参ります。

本年もなお一層のご理解とご支援

をお願い申し上げますとともに、皆

様方のますますのご繁荣を祈念申

ます。新年の挨拶とさせていただき



公益社団法人鶴岡法人会
会長 魚住 政喜

新年あけましておめでとうござい
ます。法人会の皆様におかれまして
は、お健やかに新年をお迎えのことと
とお慶び申し上げます。

今年の十月からは消費税が10%に
引き上げられ、また働き方改革法案
が可決され、新しい労務管理もス
タートし始めます。人手不足で人材
確保の難しい多くの中小企業にとつ
ては頭を悩ます問題ではないでしょ
うか。法人会は今後の情勢には敏感

に反応し、会員の皆様にはいち早く
お知らせするためにも迅速なセミ
ナー開催等に努めなければならない
と考えております。また、活動の中

心である『税』に関する事業は着実
に実施し、強化していくなければな
りません。その中でも租税教育の更
なる推進と拡大に注力し、青年部会

と女性部会の活動に連携してまいり
ます。最後になりますが、法人会が

地域発展の一助になりますよう本年

も皆様のご支援とご理解ご協力をお
願いし、年頭の御挨拶とさせていた
だきます。



公益社団法人酒田法人会
会長 前田 直己

新年あけましておめでとうござい
ます。

県内各法人会の会員の皆様には、
お健やかに新春をお迎えのことと心
よりお慶び申し上げます。

近年の日本経済は比較的堅調に推
移していますが、世界情勢を見ると
数々の波乱要因があり、また国内的
には少子高齢化、人口減少に歯止め
がかからない状態で、課題が山積し
ています。

そうした中で、本年の十月にはい
よいよ消費税の10%への引上げが行
われようとしています。同時に食料
品等に軽減税率が適用され、さらに
景気対策として様々な施策が検討さ
れており、複雑でわかりづらい制度
になると懸念されます。法人会とし
て会員間で情報を共有して意見交換
を密にし、正しく理解して賢く対応
していきたいと考えています。

また、市指定無形文化財の「出羽
人形芝居」の協力を得て税の大切さ

を楽しく伝える出前租税教室、税に
関する説明会や研修会、様々な経営

課題をテーマとする経営セミナーな
どほか、地域に開かれた講演会や
コンサートなど社会貢献事業にも取

り組んで参ります。
最後に、県連及び各単位会会員の
皆様の益々のご繁栄とご健康を祈念
いたしまして、新年のご挨拶とさせ
ていただきます。



公益社団法人新庄法人会
会長 大場 利秋

年頭にあたり謹んでご挨拶申し上
げます。

県内各法人会会員の皆様におかれ
ましては輝かしい新年をお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。

当法人会においては二十九年度、
三十年度と会員の増強を重点事業に
据えて取り組んで参りました。その
結果としておおよそ20%の新規会員
拡大を達成できました。

今、日本は人口減少社会に転じ、
あらゆる面で、従来の仕組みではう
まく対応できなくなりつつあります。

地方においては更に人口流出、過疎
化が進んでおり、危機的な社会状況
となっています。そのような時こそ、
できるだけ大勢の協力で少しでも衰
退を食い止めていくことが大事だと
考えます。当法人会でも新規加入会
員の声を積極的に取り入れ、法人会
の目標達成を目指して行く所存です。

最後に、本年も会員皆様のご支

援を組んで参ります。

援とご協力を願い申し上げますとともに、関係各位の益々のご発展・ご健勝を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人寒河江法人会
会長 角田 裕一

県内法人会会員の皆様におかれましては、平成最後の年、輝かしい新年を迎えたことと心よりお慶び申し上げます。

さて、世界情勢では、米中貿易問題がクローズアップされ、また、消費増税による日米の通商問題も浮かび上がつきました。国内に目を向ければ、人手不足による外国人雇用と同時に外国人労働者の労働環境問題、働き方改革等問題が山積している現状です。

そんな中、今年の十月一日からいよいよ消費税10%実施に伴う軽減税率制度の導入が行われます。寒河江法人会では、昨年、寒河江税務署とのコラボで市民に広く啓蒙した経緯があります。しかしながら、実際導入になつた際、相当な戸惑いが予想されます。

全法連の税制改正の中でも、混乱

を生じないよう努める必要があると提言しています。

当会でも、会員に対して出来るだけのバックアップをして参ります。

オーナーリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献できるよう、様々な社会貢献事業を開催しています。

最後になりますが、県連及び県内単位会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人村山法人会
会長 岡田 誠

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、関係団体各位並びに会員皆様より特段のご支援ご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、今年十月一日から消費税率が10%に引上げられると同時に軽減税率制度が実施されることとなり、当会ではセミナーを実施し、そのポイントについて解説を行いました。

その他に村山税務署主催のセミナーの周知・チラシの配布等、制度の周知・広報に協力を買っておりました。

今年度もこれまでと同様、税に関

する様々な活動を通して地域社会への貢献活動に取り組んでまいりたいと思います。

公平で健全な税制度の実現に向けての提言活動、租税教室や税に関する絵はがきコンクール等の税の普及・啓発活動等、更なる充実に向けて取組んでまいりますので、引き続

きご支援ご協力を願い申し上げますとともに、会員各位の限りないご発展とご健勝を祈念し年頭の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人長井法人会
会長 大竹 薫

平成三十一年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃は、長井法人会の諸活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、自然の猛威に震えた一年となりました。今年の干支は「猪」、

猪の肉は万病を予防するとされ、勇気と無病息災の意味があるそうです。さらに次のステップに向けてエネルギーとパワーを蓄えて行く年にして参ります。

結びに、本年も皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご繁栄・ご健

命について熱く語り合えた一日でした。これもひとえに皆様方のご支援ご協力の賜物と衷心より御礼申し上げます。

さらに、創立七十周年を記念し、公

益社団法人である長井青年会議所と合同主催で「尾木直樹講演会」を開催しました。当日は九百名を超える市民の皆様に参加いただき、多くの喜びと感謝の言葉が事務局に届きました。

長井法人会は税を中心据え、様々な事業を開催しておりますが、「継続は力なり」の言葉のとおり、「租税教室」「税の絵はがきコンクール」等の租税教育推進事業が認められ、国税庁長官から感謝状を賜ることが出来ました。長井税務署のご指導のもと、青年部会女性部会の弛まぬ努力が実を結んだものと、この事業に関わっていただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

長井法人会は税を中心据え、様々な事業を開催しておりますが、「継続は力なり」の言葉のとおり、「租税教室」「税の絵はがきコンクール」等の租税教育推進事業が認められ、国税庁長官から感謝状を賜ることが出来ました。長井税務署のご指導のもと、青年部会女性部会の弛まぬ努力が実を結んだものと、この事業に関わっていただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

消費税軽減税率 対策ガイド

ご存知ですか？

補助金を利用して通常の3分の1の価格でPOS・レジが購入できます

※補助金の利用には条件や上限があります

補助金申請受付期間は2019年12月16日まで延長となりました。
(対象機器の導入は2019年9月30日まで延長)



START

お取扱いの商品に、軽減税率の対象となるものはありますか？

Yes



No

中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号に規定される中小企業者様ですか？

Yes



No

補助金が受けられます！

わからない

もどる

わからない

もどる

軽減税率対象品目(8%対象品目)

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

資本金・出資総額	従業員数
卸売業 1億円以下	または 100人以下
小売業 5千万円以下	または 50人以下
サービス業 5千万円以下	または 100人以下

軽減税率とは？

「軽減税率」とは、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、食料品などの生活に必要な特定の商品については、税負担を軽減するために税率を8%とする制度を指します。それにより、店舗では複数の税率による会計に対応できるよう準備を進める必要があります。

軽減税率対策補助金について

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、**その経費の一部を補助する制度**です。

よくあるご質問

Q. どんなお店が補助金を受けられますか？

A. 下記2つの条件を満たしている場合は、補助金を受ける対象になります。

1. お店で販売する商品に、消費税10%と軽減税率8%の商品が混在している
2. 小売業の場合：資本金5千万円以下、従業員数50人以下

Q. リース契約で購入した場合も補助金を受けられますか？

A. リース契約でも軽減税率対策補助金が受けられます。

Q. どのメーカーのレジでも補助金が受けられますか？

A. 補助金を受けるには、中小企業庁に登録されている製品である必要があります。

Q. レンタルでも補助金対象ですか？

A. いいえ、レンタルプランは補助金対象外となります。別途購入またはリース契約等が必要です。

税務署 確定申告

1 確定申告書は、ご自宅で作成し、e-Tax（電子申告）や郵送で提出してみませんか！

申告書作成会場は**大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅でいつでも利用可能な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお勧めします。**

また、このコーナーで作成した確定申告書は、①e-Taxで送信できるほか、②印刷（白黒でも可）して郵送等により提出することもできます。

さらに、①e-Taxで送信する方法には、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用する方法のほか、事前に税務職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードを利用する方法があります。

なお、年末調整済みの給与所得の源泉徴収票が1枚のみで医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除の適用を受ける場合は、スマートフォンでも見やすい「スマホ専用画面」で申告書を作成・送信することもできます。

確定申告書等
作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末
等をご使用の方
はこちらから→



2 マイナンバーの記載を忘れずに！

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

また、確定申告書等の提出の際は、申告者ご本人の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）と身元確認ができる書類（運転免許証等）」の提示又は写しの添付が必要です（ご自宅等からe-Taxで提出する場合は、不要です。）。

※配偶者及び扶養親族のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です

e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

3 申告書作成会場について

申告書作成会場を山形駅西口「山形テルサ」に開設します。（税務署には申告書作成会場を設置しておりません。）

所得税及び復興特別所得税（譲渡所得を含む。）、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告が必要な方を対象とした申告書作成会場です。

(1) 開設期間

平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)《土、日を除く》

(ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開設します。)

※1 会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりませんので、会場開設期間中にお越しください。

※2 申告書作成会場に専用駐車場はございませんので公共交通機関等をご利用ください。

(2) 開設時間

午前9時～午後4時

※申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上を要する場合があります。

会場を利用される際には、開設時間内に申告書を作成できるよう、**午後3時までのご来場にご協力願います**（混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります）。

(3) 申告期限及び納付期限（申告と納税は期限内に！）

所得税及び復興特別所得税、贈与税……3月15日(金)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税……4月1日(月)まで

■問い合わせ先 ■ 山形税務署 山形市大手町1-23 Tel 023-622-1611

確定申告等に対する一般的な相談については、電話相談センターでお答えします（音声案内で0番を選択）。
電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。

AIG 損保

Business Guard

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社に入る医療補償

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約等セット

充実の福利厚生サービス

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

お問合せ先

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

山形支店 〒990-0042
山形県山形市七日町3-5-20
富士火災山形ビル3F TEL. 023-622-4322
午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用をお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

ご利用はござらから



法人会の「経営者大型総合保障制度」
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

Daido 大同生命保険株式会社
山形支社/山形県山形市諒訪町1-1-1
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社
山形支店/山形県山形市七日町3-5-20
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

e-Tax

国税電子申告・納税システム

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続が
インターネット
で行えます。

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索



発行 一般社団法人山形県法人会連合会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787